広労発基 1023 第１号
外技広島事発第 267 号
令和８年 10 月 23 日

監理団体　代表者　殿

厚生労働省広島労働局長

外国人技能実習機構広島事務所長

死亡災害防止のための取組の徹底に関する要請書

日頃から労働行政の推進及び外国人技能実習機構の業務の運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度、広島県内において、技能実習生をはじめ、外国人労働者の死亡災害が多発していることを受けまして、この度、広島労働局長と外国人技能実習機構広島事務所長の連名で死亡災害防止のための取組の徹底に関する要請を行うこととしました。貴監理団体におかれましては、下記要請事項記載のとおり、実習実施者に対する労働災害防止対策の推進をお願い申し上げます。

記

要　請　事　項

広島労働局においては、「広島第 14 次労働災害防止推進計画」（計画期間：令和５年度から令和９年度の５年間）を策定し、広島第 13 次労働災害防止推進計画期間中の５年間と比較して、計画期間中の死亡災害を５％以上減少させること等を目標に掲げ、各種対策を推進しているところです。

しかしながら、令和８年における広島県内の死亡災害については、８月までの死亡者数が５人であったところ、９月単月の死亡者数が４人と死亡災害が多発しており、憂慮すべき事態となっております（別添死亡災害発生状況参照）。

特に、８月以降の死亡者５人のうち、交通事故による１人を除く４人が外国人労

働者（技能実習生又は特定技能外国人）であり、外国人労働者の職場における安全衛生水準の確保が懸念される状況となっております。

監理団体に関しては、技能実習法第40条において、「団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し、労働基準法、労働安全衛生法その他の法令に違反しないよう、監理責任者をして必要な指導を行わせなければならない」とされています。

貴監理団体におかれましては、これまでも労働災害防止対策の推進にご尽力いただいてきたところですが、現下の死亡災害発生状況を踏まえ、実習実施者が技能実習生に対して労働安全衛生法違反を生じさせないよう、監査等を通じて引き続き指導いただくとともに、雇い入れ時の安全衛生教育や「墜落・転落」災害防止、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止をはじめとする職場の安全衛生対策の徹底について、改めて実習実施者に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、外国人労働者の安全衛生対策については、外国人労働者の安全衛生管理の手引きのほか、外国人労働者向け視聴覚教材やイラストによる安全表示等の各種資料を厚生労働省及び外国人技能実習機構ホームページに掲載しておりますのでご参照ください（本要請書末尾参照）。

加えて、社内マニュアル・標識類等の多言語化に関しては、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の活用も可能ですので、併せて同制度の実習実施者への周知についても御配意くださいますようお願い申し上げます。

1　職場のあんぜんサイト （URL）https://anzeninfo.mhlw.go.jp/	
2　外国人労働者の安全衛生管理（手引き、視聴覚教材等） （URL）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html	
3　人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース） （URL）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html	
4　安全衛生対策マニュアル （URL）https://www.otit.go.jp/implementer/basic/safety_health/	

【問合せ先】

※職場の安全衛生対策について

広島労働局 労働基準部 健康安全課　TEL082-221-9243

※人材確保等支援助成金について

広島労働局 職業安定部 職業対策課　TEL082-502-7832

※安全衛生対策マニュアルについて

外国人技能実習機構　広島事務所　指導課　TEL082-207-3126